

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………
 - …（都市整備局市街地整備部区画整理課）…
 - 建築基準法による道路位置の指定の取消し……………
 - …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…
 - 建築基準法による一団地の区域の認定取消し……………
 - …（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）…
 - 建築基準法による一定の一団地の区域……………（同）…
 - 救急医療機関の協力申出の撤回（二件）……………
 - …（福祉保健局医療政策部救急災害医療課）…
- ### 告示（公）
- 東京都公安委員会委員長の選任及び東京都公安委員会委員長代理の指名……………
 - 開発行為に関する工事完了（二件）……………
 - …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…
 - 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
 - …（産業労働局商工部地域産業振興課）…
 - 都市計画事業の施行……………（建設局道路建設部管理課）…

告示

●東京都告示第千五百十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき稲城小田良土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十一月五日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

稲城小田良土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十四年十二月二十五日から平成三十三年三月三十一日まで

三 施行地区

稲城市大字坂浜字十三号、字十四号、字十五号、字十六号、字十七号及び字十八号並びに同市大字平尾字十号の各一部

四 事務所の所在地

稲城市坂浜千百九十六番地二

五 設立認可の年月日

平成二十四年十二月二十五日

六 変更認可の年月日

平成三十年十一月五日

●東京都告示第千五百十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置

置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十一月五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

取消しに係る道路の種類

取消年月日

取消しに係る道路の位置

取消しに係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成三十年十月十二日	東大和市奈良橋五丁目八百六番一、同番二、同番二地先、同番三、八百七番一、同番二、同番四、同番五、同番九及び八百八番一	延長 四五・一四 幅員 六・〇〇
----------------------	------------	--	---------------------------

●東京都告示第千五百十六号

平成十三年東京都告示第千四百四十六号により告示した一団地等の区域について、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の五第二項の規定による認定の取消しをしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十年十一月五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

認定を取り消した一団地等の区域の地名地番及び取消年月日

認定を取り消した区域の地名地番 取消年月日
 稲城市大字大丸字五号五百九十三番二、平成三十年十月
 同番十から同番十五まで、六百十八番 十六日
 一、同番五から同番十まで、字七号八
 百一番一、同番二、八百三番一から同
 番三まで及び八百四番三

●東京都告示第千五百十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条
 第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定に
 より一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧
 に供する。

平成三十年十一月五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日
 対象区域の地名地番 認定年月日
 稲城市大字大丸字五号六百十八番一 平成三十年十月
 及び五百九十三番十一 十六日
- 二 認定計画書の縦覧場所
 東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課（立川市錦
 町四丁目六番三号）

●東京都告示第千五百十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八
 号）第二条第二項の規定に基づき、救急業務に関し協力す
 る旨の申出が撤回された病院を次のとおり告示する。

平成三十年十一月五日

東京都知事 小 池 百合子

名 称 所在地 撤回年月日
 医療法人社団健育 中央区佃二丁目五番 平成三十年九
 会石川島記念病院 二号 月十二日

●東京都告示第千五百十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八
 号）第二条第二項の規定に基づき、救急業務に関し協力す
 る旨の申出が撤回された病院を次のとおり告示する。

平成三十年十一月五日

東京都知事 小 池 百合子

名 称 所在地 撤回年月日
 医療法人社団東弘 豊島区南大塚三丁目 平成三十年九
 会山川病院 九番十一号 月二十七日

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第373号

警察法（昭和29年法律第162号）第43条の規定に基づ
 東京都公安委員会委員長の選任及び東京都公安委員会運
 規則（平成13年3月28日東京都公安委員会規則第6号）第
 9条の規定に基づき、平成30年10月20日付けをもって、次のとおりと
 した。

平成30年11月5日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

委員長 渡 邊 佳 英

委員長代理 北井 久美子

公 告

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
 完了した。

平成三十年十一月五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

- 一 開発区域又は工区に 許可を受けた者の
 含まれる地域の名称 住所及び氏名
 武蔵村山市残堀二丁目二十番 練馬区石神井町二丁目二十
 六番十一号 一建設株式会社
 代表取締役 堀口 忠美

- 立川市西砂町五丁目四番二十 昭島市東町一丁目十六番十
 三、二十三番五、同番十八、 三号センタービル1階
 二十四番三、同番七及び同番 株式会社センタービル
 十 代表取締役 吉田 正人

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
 完了した。

平成三十年十一月五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

- 開発区域又は工区に 許可を受けた者の
 含まれる地域の名称 住所及び氏名
 小金井市梶野町四丁目二百二 西東京市芝久保町四丁目二
 十九番一、同番六、同番十六、十六番三号

<p>同番十七、二百三十番六及び同番二十五</p> <p>三鷹市井の頭四丁目四百二十九番二、同番三十九、同番四十一の一部、同番四十二、同番四十四及び同番四十六</p> <p>多摩市大字和田字三号二百九十番一、二百九十一番、二百九十二番及び二百九十三番一の一部</p> <p>西東京市柳沢二丁目十番一の一部、同番十六、十三番四及び百六十五番四十</p> <p>狛江市岩戸北一丁目千二百二十五番一の一部</p>	<p>株式会社東栄住宅</p> <p>代表取締役 西野 弘</p> <p>三鷹市井の頭四丁目二十四番七号</p> <p>飯田 潔</p> <p>町田市小野路町二千九番地</p> <p>須崎木材株式会社</p> <p>代表取締役 須崎 東治</p> <p>西東京市柳沢二丁目二番十六号</p> <p>株式会社金萬</p> <p>代表取締役 金子 茂</p> <p>小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十</p> <p>誠賀建設株式会社</p> <p>代表取締役 加賀美 誠</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p> <p>平成三十年十一月五日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>J R 東急目黒ビル</p> <p>店舗名</p> <p>品川区上大崎三丁目一番一号</p> <p>設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名</p> <p>意見</p> <p>品川区長</p>	<p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 收受日 平成三十年十月十八日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 平成三十年十一月五日から同年十二月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>一 店舗名 高島平商業施設建物</p> <p>二 店舗所在地 板橋区高島平九丁目二十三番一号</p> <p>三 設置者名 東京地下鉄株式会社</p> <p>四 意見</p> <p>ア 聴取者 板橋区長</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 收受日 平成三十年十月十八日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 平成三十年十一月五日から同年十二月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>都市計画道路事業の施行について</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成三十年十一月五日</p>	<p>東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>一 都市計画事業の種類及び名称 別表のとおり</p> <p>二 施行者の名称 東京都</p> <p>三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号</p> <p>四 事業地の所在 別表のとおり</p> <p>別表</p> <p>都市計画事業の種類及び名称 事業地の所在</p> <p>町田市計画道路事業三・四・十八号能ヶ谷根岸線 町田市野津田町字綾部前及び字松葉地内</p> <p>事業認可の告示 所管事務所</p> <p>平成三十年十月十日 南多摩 東部建設事務所 告示第二百二十八号</p>	<p>東京都知事 小 池 百合子</p>

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001